

平成14年11月18日
日 本 銀 行

株式買入の開始日および買入対象先の選定等について

1. はじめに

日本銀行では、「株式買入等基本要領」（平成14年10月11日公表）に基づく株式の買入れを平成14年11月29日（金）から開始することとしました。これに伴い、今般、株式の買入対象先の選定を行うこととしました。

「株式買入等基本要領」等の詳細につきましては、日本銀行ホームページ「法・組織・業務」（<http://www.boj.or.jp/about/about.htm>）をご参照ください。

つきましては、株式の買入対象先になることを希望する銀行（以下、「希望先」という。）におかれましては、下記の要領で申込み手続きを行っていただきますようお願いいたします。

2. 買入対象先の選定申込み手続き等

(1) 選定申込み

希望先は、選定申込み締切日までに、以下の必要書類を、日本銀行考査局総務課に提出して下さい。

< 選定申込み締切日 >

平成14年11月25日（月）午後3時

< 提出する書類 >

(a) 「株式買入対象先選定申込書」（別添1）

(b) 「株式買入対象先選定にかかる暫定基礎計数報告」（別添2）

(2) 選定結果等の通知

選定結果は、11月26日（火）を目処に、日本銀行考査局総務課から通知する予定です。

(3) 買入対象先の選定後の手続き

日本銀行では、株式買入を開始するまでの間に、具体的な事務取扱い手続きを定めた細則を買入対象先に交付するとともに、細則を守る旨等を定めた約定書を提出して頂く予定です（具体的な手続きは買入対象先に対して別途ご連絡します）。

買入対象先に選定された場合には、14年12月30日（月）までに、以下の書類を日本銀行考査局総務課に提出して下さい。

「株式買入対象先選定にかかる修正基礎計数報告」（別添3）

3. 株式買入対象先の選定基準

希望先のうち、以下（1）から（4）の基準を満たす先を、買入対象先に選定します。ただし、（3）については、「株式買入対象先選定にかかる暫定基礎計数報告」（別添2）による暫定値または速報値により判断します。

（1） 銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。ただし、同法第47条第2項に規定する外国銀行支店、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）であること。

（2） 日本銀行の当座預金取引の相手方であること。

（3） 平成14年9月末における銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）第3条第1項に規定する株式等の保有額（以下、「株式等保有額」という。）が基本的項目の額（銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号）第4条または第23条に定める基本的項目の額をいう。以下、「基本的項目の額」という。）を上回っていること。

（4） 証券取引に係る法令違反その他株式買入等基本要領に基づく株式買入等の適切な運営に支障を来し得る特段の事情が存在しないこと。

仮に、今回の買入対象先として選定されなかった先のうち、株式等保有額の確定値および基本的項目の額の確定値で判断すると（3）の基準を満たすために、新たに買入対象先になることを希望する先は、12月30日（月）までに、「株式買入対象先選定申込書」（別添1）

および「株式買入対象先選定にかかる修正基礎計数報告」（別添3）を日本銀行検査局総務課に提出して下さい。

4．買入対象先の適用期間

今回選定される買入対象先としての適用期間は、株式買入の利用開始日（平成14年11月29日〈金〉）から次の買入対象先の選定日（原則として6か月に1回の頻度で見直すこととしており、別途、日本銀行から買入対象先として選定された先に通知します）までの間とします。今回、買入対象先として選定された先のうち、継続して買入対象先となることを希望する銀行は、日本銀行が改めて公表する次の買入対象先募集時に、再度申込みを行ってください。

次の買入対象先の募集は、平成15年5月下旬を目処に行う予定です。

ただし、「株式買入対象先選定にかかる修正基礎計数報告」（別添3）により、3．（3）の基準を満たさないことが判明した場合のほか、3．（1）、（2）および（4）の基準を満たさないと認められる場合には、買入対象先の選定から除外します。

5．買入対象先別の買入限度額

（1）適用期間

買入対象先別の買入限度額については、基礎計数確定までの日数を勘案して、次の2期間に分けて適用する予定です（具体的な期間および金額はその都度、日本銀行から関係先に通知します）。

暫定限度額適用期間

買入対象先の選定から の修正限度額適用期間の開始までの間。

修正限度額適用期間

「株式買入対象先選定にかかる修正基礎計数報告」（別添3）の提出を受けて買入限度額を修正適用した時点から、買入対象先としての適用期間の終了までの間。

（2）暫定限度額適用期間の取扱い

暫定限度額適用期間での買入限度額は、次のいずれかの金額のうち小さ

い金額とします。

「株式買入対象先選定にかかる暫定基礎計数報告」(別添2)における株式等保有額から基本的項目の額を減じたうえで、さらに、株式等保有額が基本的項目の額を上回る額(以下、「株式等超過額」という。)と平成14年12月末に判明する「株式等超過額」との最も大きく見積もった誤差値(以下、「最大誤差値」という。)の2倍(ただし、最大誤差値の2倍が50億円未満の場合には50億円とする。)を減じた額(負値の場合はゼロとする)。

当該買入対象先からの株式買入等基本要領に基づく株式買入額の累計が5千億円となる額。

(3) 修正限度額適用期間の取扱い

修正限度額適用期間での買入限度額(暫定限度額適用期間における買入額を含む限度額)は、次のいずれかの金額のうち小さい金額とする。

「株式買入対象先選定にかかる修正基礎計数報告」(別添3)における株式等超過額。

当該買入対象先からの株式買入等基本要領に基づく株式買入額の累計が5千億円となる額。

以 上

< 本件についての照会先 >

日本銀行 考査局 総務課 中尾根、信森、辻口 代表：03 - 3279 - 1111

株式買入対象先選定申込書

____(注1)は、日本銀行の「株式買入等基本要領」における株式の買入対象先になることを希望します。

買入対象先として選定された場合には、株式買入に当って日本銀行が定めるところに従います。

平成 年 月 日

(金融機関名) (注1)

(役職名、代表者名)

____(注2) 印(注3)

日本銀行審査局長 殿

(注1) 金融機関名を記入して下さい。

(注2) 頭取、社長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注3) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。

この申込みにかかる連絡先(1~2名記入して下さい)

担当部署 役職名 氏名 電話番号

株式買入対象先選定にかかる暫定基礎計数報告

____(注1)は日本銀行の「株式買入等基本要領」における株式の買入対象先になるために、以下のとおり、暫定基礎計数を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

株式売却額が「1.規制対象株式残高」の確定値および「2.基本的項目の額」の確定値から算定される修正買入限度額を上回った場合には、株式売却額が当該修正買入限度額を超えた日以降の買入について解除されても異議なく、その場合に日本銀行に生じる一切の損失を負担することを約します。

1. 規制対象株式残高(平成14年9月末、暫定値)^(注2) _____ 億円
2. 基本的項目の額(平成14年9月末、速報値)^(注3) _____ 億円
3. 株式等超過額の最大誤差値(平成14年9月末)^(注4) _____ 億円

平成 年 月 日

(金融機関名)^(注1)

(役職名、代表者名)

_____^(注5) 印^(注6)

日本銀行審査局長 殿

(注1) 金融機関名を記入して下さい。

(注2) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)第3条第1項に規定する株式等の保有額(以下、「株式等保有額」という。)。ただし、本報告提出時における暫定値(申出時点で取得可能な範囲のデータを用いて算定した値)。

(注3) 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)第4条または第23条に定める基本的項目の額(以下、「基本的項目の額」という。)。ただし、本報告提出時における速報値(決算状況表に記載する速報値)。

(注4) 株式等保有額が基本的項目の額を上回る額(以下、「株式等超過額」という。)と14年12月末に判明する株式等超過額との最も大きく見積もった誤差値。

(注5) 頭取、社長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注6) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。

株式買入対象先選定にかかる修正基礎計数報告

____(注1)は日本銀行の「株式買入等基本要領」における株式の買入対象先別の買入限度額算定のために、以下のとおり、修正基礎計数を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 規制対象株式残高(平成14年9月末、確定値)^(注2) _____ 億円

2. 基本的項目の額(平成14年9月末、確定値)^(注3) _____ 億円

平成 年 月 日

(金融機関名)^(注1)

(役職名、代表者名)

_____^(注4) 印^(注5)

日本銀行審査局長 殿

(注1) 金融機関名を記入して下さい。

(注2) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)第3条第1項に規定する株式等の保有額。

(注3) 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)第4条または第23条に定める基本的項目の額。

(注4) 頭取、社長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注5) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。